

被害続出!

点検商法

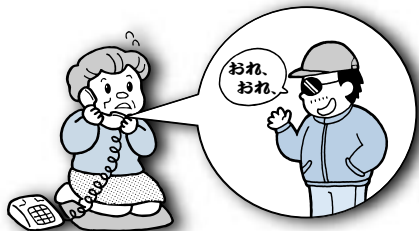
おれおれ詐欺

こんな手口に気を付けよう!

詐欺や、悪質商法によるトラブルや相談が、高齢者や若年層を中心に増えています。突然の訪問や電話、ハガキなどで、巧みな話術やもっともらしい文章を使い、現金をだまし取ったり、不当な請求を行うなどの手口です。

今回は、特に被害が多いものを紹介します。

おれおれ詐欺



高齢者を狙って電話をかけ、「おれ、おれだよ」とか「わたしだけ」と言って、あたかも息子や孫であるかのように装い、「交通事故を起こして示談金が必要だ」などの理由で、金融機関の口座にお金を振り込ませる行為です。

最近では複数の人間が交互に電話に出て、偽の被害者や警察官、弁護士を装うなど、手口が複雑で巧妙になっています。このような手口にひっかからないためには、振り込みを行う前に必ず本人が家族に確認をとってください。

架空請求

利用した覚えのない情報料や延滞金、手数料などの料金を請求してきます。過去に利用した未払い分と勘違いさせたり、家族が利用したと思い込ませ支払わせることを狙った悪質な手口です。

このような場合には、次のように対応しましょう!

- ・身に覚えのないものは支払う必要はありません。
- ・悪質な業者には一切連絡しないようにしましょう。
- ・架空債権の請求が悪質な場合には、最寄りの警察署に相談しましょう。



点検商法 (訪問販売)

排水管、床下、布団などを「無料で点検します」などと言って訪問し、点検後、不安をあおる言葉を並べ立て、高額な商品売りつけたり、業務契約を結ばせる手口です。なかには官公署の職員を装ったり、官公署から委託されたと偽って、「今のままでは

〇〇法に違反しているから早急に工事が必要だ」などと、さも法令に基づいて業務を行っているかのように装うケースもあります。

このような点検商法は、クーリング・オフにより契約を解除することができます。(右ページ参照)



携帯電話トラブル

最近、携帯電話でアダルトサイトへアクセスし、高額な料金を請求され、困っているという相談が増加しています。例えば「携帯電話に送られてきたメールのアドレスを開いたら、後日、サイトの利用料金として数万円を請求するメールが送られてきた」というような相談です。このような場合、サイトにつながっても支払い義務はありません。

携帯電話に限らず、メールに関するトラブルに巻き込まれないために以下のことに心がけてください。

- ・見覚えのない相手からのメールに記載されているアドレスは開かない。
- ・サイトを利用するときは、初めに「利用規約」を確認する。
- ・安易に個人情報を入力しない。

